



佐賀県公報

平成16年
3月1日
(月曜日)
第 12423号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○道路の区域の変更	(二六四・道路課)	一
○ "	(二六五・ "	一
○道路の供用開始	(二六六・ "	二
○道路の区域の変更	(二六七・ "	二
○建築基準法に基づく建築物に係る制限	(二六八・建築住宅課)	二
○ "	(二六九・ "	三
○ "	(二七〇・ "	三
○ "	(二七一・ "	四
○平成十六年度前期技能検定の実施	(労働課)	四
○平成十六年度随時技能検定の実施	("	八
○平成十六年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課)	一一

○ 告示

●佐賀県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類
及び路線名

道路

の
区

域

変更前
後の別

幅員
メートル

延長
メートル

一般国道
二六三号

神埼郡三瀬村大字三瀬字長畑一六一九番一地从先から	神埼郡三瀬村大字三瀬字今原四六七番二地先まで
神埼郡三瀬村大字三瀬字宿一四〇八番地先から	神埼郡三瀬村大字三瀬字今原五三二番一地先まで
神埼郡三瀬村大字三瀬字長畑一六一九番一地从先から	神埼郡三瀬村大字三瀬字今原四六七番二地先まで

前

後

七・三

一〇・四

二六・五

五一・〇

一、五四三・七

七・三

二六・五

五一・〇

一、五〇二・〇

五一八・六

●佐賀県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変 更 前 後 の 別	区 域	
			幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル
県道 中原鳥栖線	鳥栖市幸津町字下川原七九二番一 地先から 鳥栖市儀徳町字荊四九七番一 地先ま で 鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一 地先から 鳥栖市あさひ新町九四九番二 地先 まで	後	一・二・六 、 六・七 、 一八・五 、 九・〇	五三三・〇 一九九・六
	鳥栖市幸津町字下川原七九二番一 地先から 鳥栖市儀徳町字荊四九七番一 地先ま で 鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一 地先から 鳥栖市あさひ新町九四九番二 地先 まで	前	一〇・六 、 五・五 、 一四・〇 、 七・五	五三四・七 二〇〇・二

●佐賀県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

中原鳥栖線

鳥栖市幸津町字下川原七九二番一
地先から
鳥栖市儀徳町字荊四九七番一
地先ま
で
鳥栖市儀徳町字前田二二一三番一
地先から
鳥栖市あさひ新町九四九番二
地先ま
で

平成一六・三・一

●佐賀県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで佐賀県土木部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変 更 前 後 の 別	区 域	
			幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル
県道 伊万里有田線	伊万里市新天町字長箴二九九番四 地先から 伊万里市新天町字坂口二〇四番五 地先ま で 伊万里市新天町字坂口一九六番一 四 地先から 伊万里市新天町字坂口二〇四番五 地先ま で	後	四〇・〇 、 七・二 、 一三・六 、 七・二	二〇〇・五 二〇二・一
	伊万里市新天町字坂口一九六番一 四 地先から 伊万里市新天町字坂口二〇四番五 地先ま で	前	一三・六 、 七・二 、 七・二	二〇二・一 二〇二・一

●佐賀県告示第百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び有田町において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

有田都市計画区域のうち、有田町内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(欄)の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六条第一 項第二号二に掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び西有田町において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

有田都市計画区域のうち、西有田町の区域

二 決定した数値

法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値 (容積率)	法第五十三条 第一項第六号 に掲げる数値 (建ぺい率)	法別表第三(欄)の 五の項に掲げる数 値(道路斜線制限 のこう配)	法第五十六条第一 項第二号二に掲げ る数値(隣地斜線 制限のこう配)
十分の二十	十分の六	一・五	一・二五

●佐賀県告示第百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び鳥栖市において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

鳥栖基山市計画区域のうち、鳥栖市内の用途地域の指定のない区域

二 決定した数値

九州横断自動車道以 北かつ鳥栖・筑紫野 有料道路以西の区域 (用途地域指定区域 を除く。)	法第五十二条 第一項第六号 に掲げる数値(容 積率)	法第五十三 条第一項第 六号に掲げ る数値(建 ぺい率)	法別表第三 (欄)の五の 項に掲げる 数値(道路 斜線制限の こう配)	法第五十六 条第一項第 二号二に掲 げる数値 (隣地斜線 制限のこう 配)
	十分の十	十分の六	一・五	一・二五

右に掲げる区域以外の区域	十分の二十		
--------------	-------	--	--

●佐賀県告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号並びに第五十六条第一項第一号及び第二号二の規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、平成十六年五月一日から適用する。

なお、当該指定及び決定に係る関係図書を佐賀県土木部建築住宅課及び基山町において縦覧に供する。

平成十六年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定した区域

鳥栖基山都市計画区域のうち、基山町内の用途地域の指定のなご区域

二 決定した数値

法第五十二条第一項第六号に掲げる数値(容積率)	法第五十三条第一項第六号に掲げる数値(建ぺい率)	法別表第三(ロ)欄の五の項に掲げる数値(道路斜線制限のい配)	法第五十六条第一項第二号二に掲げる数値(隣地斜線制限のい配)
十分の十	十分の六	一・五	一・二五

○ 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成16年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成16年3月1日

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸裝飾(室内園芸裝飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業及び精密器具製作作業)、放電加工(ワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製作作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業及び打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、陶磁器製造(絵付け作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、電製作(電製作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業)及びフラワー裝飾(フラワー裝飾作業)

(2) 3級

園芸裝飾(室内園芸裝飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理

佐賀県知事 古川 康

熱絶縁施工	鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業	15,700 15,700 15,700 15,700
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業 表具作業 壁装作業	15,700 15,700 15,700
塗装	木工塗装作業 建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業	15,700 15,700 15,700 15,700
広告美術仕上げ フラワー装飾	広告面ペイント仕上げ作業 フラワー装飾作業	15,700 15,700

(イ) 3級(高等学校等の在校生を除く。)

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
園 芸 装 飾 園 造	室内園芸装飾作業 造園工事作業	15,700 15,700
金 属 熱 処 理 機 械 加 工	一般熱処理作業 普通旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 数値制御旋盤作業 マシニングセンタ作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
仕 上 げ 機 械 保 全 電 子 機 器 組 立 て と び	機械組立仕上げ作業 機械系保全作業 電子機器組立て作業 電子機器組立て作業 とび作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
内 装 仕 上 げ 施 工	プラスチック系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業	15,700 15,700

ボード仕上げ工事作業

15,700

(ウ) 3級(高等学校等の在校生に限る。)

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
園 芸 装 飾 園 造	室内園芸装飾作業 造園工事作業	10,500 10,500
金 属 熱 処 理 機 械 加 工	一般熱処理作業 普通旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 数値制御旋盤作業 マシニングセンタ作業	10,500 10,500 10,500 10,500 10,500 10,500
仕 上 げ 機 械 保 全 電 子 機 器 組 立 て と び	機械組立仕上げ作業 機械系保全作業 電子機器組立て作業 電子機器組立て作業 とび作業	10,500 10,500 10,500 10,500 10,500
内 装 仕 上 げ 施 工	プラスチック系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業	10,500 10,500 10,500

(エ) 単一等級

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
路 面 標 示 施 工 塗 料 調 色 産 業 洗 浄	溶融ペイントハンドパーカー工事作業 調色作業 高压洗浄作業	15,700 15,700 15,700

イ 実施期日

実技試験は、平成16年6月14日(月曜日)から平成16年9月5日(日曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成16年6月7日(月曜日)に佐賀県職業能力開発協会において掲示します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

(ア) 1級及び2級

検 定 職 種	実 施 期 日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施 工サツシ施工 塗装	平成16年8月22日(日曜日)
園芸装飾 機械加工 鉄工 電子機 器組立て 建設機械整備 婦人子供 服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美 術仕上げ	平成16年8月29日(日曜日)
鋳造 放電加工 建築板金 工場板 金 仕上げ 電気機器組立て 陶磁 器製造 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成16年9月5日(日曜日)

(1) 3級

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械保全 電子機器組立て とび 内装仕上げ施工	平成16年8月1日(日曜日)
金属熱処理	平成16年8月22日(日曜日)

(ウ) 単一等級

検 定 職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成16年8月22日(日曜日)
路面標示施工 塗料調色	平成16年9月5日(日曜日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408

(3) 受付期間

平成16年4月5日(月曜日)から平成16年4月16日(金曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会配布します。

<p>なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、90円切手をはったもの）を同封してください。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。</p> <p>なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。</p> <p>5 手数料の納付方法</p> <p>実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。</p> <p>なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 合格通知</p> <p>技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面での旨を通知します。また、3級職種（金属熱処理を除く）技能検定合格者の氏名は平成16年9月1日（水曜日）付けの、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の氏名は平成16年10月5日（火曜日）付けの佐賀県公報で公告します。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付</p> <p>1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。</p> <p>7 その他</p> <p>技能検定について不明な点は、佐賀県経済部労働課（郵便番号840－8570</p>	<p>佐賀市内一丁目1番59号 電話0952－25－7101）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840－0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952－24－6408）に問い合わせてください。</p> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成16年度随時技能検定を次のとおり実施します。</p> <p>平成16年3月1日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 実施職種</p> <p>随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級</p> <p>さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマー型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチヤンバダイカスト作業及びコールドチヤンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワ</p>
---	---

インシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)																																													
	なお、3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができます。																																												
2 試験の方法 技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。																																													
3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等																																													
(1) 実技試験 ア 手数料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検定職種</th> <th>実技試験の試験科目</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>井</td> <td>パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業</td> <td>15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>造</td> <td>鋳鉄鋳物鋳造作業 銅合金鋳物鋳造作業 軽合金鋳物鋳造作業</td> <td>15,700 15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>鍛</td> <td>ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業 普通旋盤作業</td> <td>15,700 15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>機加工</td> <td>フライス盤作業 金属プレス作業 金属物銑工作業</td> <td>15,700 15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>構造物銑工作業 ダクト板金作業 機械板金作業</td> <td>15,700 15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>工場</td> <td>電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業</td> <td>15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>め</td> <td>アルミニウム陽極酸化処理作業</td> <td>15,700</td> </tr> <tr> <td>仕上げ</td> <td>治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業</td> <td>15,700 15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>機械検査</td> <td>機械検査作業</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>ダイカスト</td> <td>ホットチヤンバダイカスト作業 コールドチヤンバダイカスト作業</td> <td>15,700 15,700</td> </tr> <tr> <td>機械保全</td> <td>機械系保全作業</td> <td>15,700</td> </tr> <tr> <td>電子機器組立て</td> <td>電子機器組立て作業</td> <td>15,700</td> </tr> <tr> <td>電気機器組立て</td> <td>回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 閉閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業</td> <td>15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700</td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)	井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	15,700 15,700	造	鋳鉄鋳物鋳造作業 銅合金鋳物鋳造作業 軽合金鋳物鋳造作業	15,700 15,700 15,700	鍛	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業 普通旋盤作業	15,700 15,700 15,700	機加工	フライス盤作業 金属プレス作業 金属物銑工作業	15,700 15,700 15,700	鉄	構造物銑工作業 ダクト板金作業 機械板金作業	15,700 15,700 15,700	工場	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業	15,700 15,700	め	アルミニウム陽極酸化処理作業	15,700	仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	15,700 15,700 15,700	機械検査	機械検査作業	13,000	ダイカスト	ホットチヤンバダイカスト作業 コールドチヤンバダイカスト作業	15,700 15,700	機械保全	機械系保全作業	15,700	電子機器組立て	電子機器組立て作業	15,700	電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 閉閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700			
検定職種	実技試験の試験科目	金額(円)																																											
井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	15,700 15,700																																											
造	鋳鉄鋳物鋳造作業 銅合金鋳物鋳造作業 軽合金鋳物鋳造作業	15,700 15,700 15,700																																											
鍛	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業 普通旋盤作業	15,700 15,700 15,700																																											
機加工	フライス盤作業 金属プレス作業 金属物銑工作業	15,700 15,700 15,700																																											
鉄	構造物銑工作業 ダクト板金作業 機械板金作業	15,700 15,700 15,700																																											
工場	電気めっき作業 溶融亜鉛めっき作業	15,700 15,700																																											
め	アルミニウム陽極酸化処理作業	15,700																																											
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	15,700 15,700 15,700																																											
機械検査	機械検査作業	13,000																																											
ダイカスト	ホットチヤンバダイカスト作業 コールドチヤンバダイカスト作業	15,700 15,700																																											
機械保全	機械系保全作業	15,700																																											
電子機器組立て	電子機器組立て作業	15,700																																											
電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 閉閉制御機器組立て作業 回転電機巻線製作作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700																																											

プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業 冷凍空気調和機器施工作業	15,700 15,700 15,700	かわらぶきとび官 左官 タイル張り配管	かわらぶき作業 とび作業 左官作業 タイル張り作業 建築配管作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
染色 ニット製品製造	糸浸染作業 丸編みニット製造作業 靴下製造作業	15,700 15,700 15,700	型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工	プラント配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 コンクリート圧送工事作業	15,700 15,700 15,700 15,700
婦人子供服製造 紳士服製造	婦人子供既製服製造作業 紳士既製服製造作業 寝具製作作業	13,000 15,700 15,700	防水施工 内装仕上げ施工	シーリング防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業	15,700 15,700 15,700
寝具製作 帆布製品製造	寝具製作作業 帆布製品製造作業	15,700 15,700	熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工	保温保冷工事作業 ビル用サッシ施工作業 ウェルポイント工事作業	15,700 15,700 15,700
家具製作 家具製作	家具手加工作業 木製建具手加工作業 オフセット印刷作業	15,700 15,700 15,700	塗装 表装	壁装作業 建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700
プラスチック成形 プラスチック成形	射出成形作業 イソプレシヨン成形作業 手積み積層成形作業	15,700 15,700 15,700	工業包装	工業包装作業	15,700
石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	石材加工作業 石張り作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	15,700 15,700 15,700	実施日 実技試験は、平成16年4月1日(木)から平成17年3月31日(木)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。	工業包装作業	15,700
建築大工 水産練り製品製造	大工工事作業 かまぼこ製品製造作業	15,700 15,700	実施場所	工業包装作業	15,700

<p>実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 手数料 3,100円</p> <p>イ 実施期日 学科試験は、平成16年4月1日(木)から平成17年3月31日(木)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。</p> <p>ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。) イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書類</p> <p>(2) 提出先 佐賀県職業能力開発協会 郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408</p> <p>(3) 受付期間 原則として、試験日の30日前まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会にて配布します。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、90円切手をはったもの)を同封してください。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検</p>	<p>申請書在中」と朱書きしてください。</p> <p>なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。</p> <p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。</p> <p>なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 合格通知 技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみ合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付 3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。</p> <p>7 その他 随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものです。</p> <p>なお、不明な点は、佐賀県経済部労働課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7101)又は佐賀県職業能力開発協会(郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408)に問い合わせてください。</p> <p>————— 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり行います。</p>
---	--

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により指定した財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成16年3月1日

佐賀県知事 古川 康

1 二級建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成16年7月4日(日曜日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成16年9月26日(日曜日) 午前11時30分から午後4時まで

2 木造建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成16年7月25日(日曜日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成16年10月10日(日曜日) 午前11時30分から午後4時まで

3 試験地(二級建築士試験及び木造建築士試験)

佐賀市

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が前2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

5 受験申込手続

(1) 受験申込の受付期間及び受付地

ア 平成16年4月12日(月曜日)から4月16日(金曜日)まで

佐賀市

イ 平成16年4月12日(月曜日)及び4月13日(火曜日)

唐津市

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込手続

受験申込書の受付は、原則として上記(1)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行います。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送による申込みを認めます。郵送の場合は、必ず書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒が同封されたもののみ受け付けます。

6 合格者の発表

平成16年12月9日(木曜日)頃

なお、「学科の試験」については、平成16年9月7日(火曜日)頃に発表します。

7 その他

(1) 設計製図の課題は、平成16年6月23日(水曜日)頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人佐賀県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。